

議第14号

令和2年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和2年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間流入下水量		m ³ 348,619,000	
1日平均流入下水量		955,000	
主要な建設改良事業		千円	
公共下水道整備事業		19,500,000	
下水道管路の改築更新・地震対策		5,143,000	老朽管の改築更新及び重要な管路の耐震化等
下水処理施設の改築更新・地震対策		8,958,000	水環境保全センター施設の改築更新及び地震対策
浸水対策		2,486,000	雨水幹線等の整備
水環境対策		2,373,000	合流式下水道の改善等
創エネルギー対策		540,000	下水汚泥固形燃料化施設の整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公共下水道事業収益	51,822,000千円
第1項 事業収益	43,644,044千円
第2項 事業外収益	8,177,956千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用	52,224,000千円
---------------	--------------

2 公共下水道

第1項 事業費用	42,354,258千円
第2項 事業外費用	5,558,742千円
第3項 特別損失	4,311,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,079,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,326,000千円、当年度利益剰余金処分額及び損益勘定留保資金等26,753,000千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 公共下水道事業資本的収入	27,412,600千円
第1項 企業債	19,125,000千円
第2項 出資金	2,019,252千円
第3項 国庫補助金	4,505,200千円
第4項 工事負担金	284,529千円
第5項 分担金	750千円
第6項 基金収入	367,344千円
第7項 基金繰入金	198,000千円
第8項 その他資本的収入	912,525千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的収入	18,400千円
第1項 貸付金回収金	18,400千円
合 計	27,431,000千円

支 出

第1款 公共下水道事業資本的支出	55,491,600千円
第1項 建設改良費	25,841,027千円
第2項 企業債償還金	28,372,743千円
第3項 投資	1,277,830千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的支出	18,400千円

第1項 貸 付 金 18,400千円
 合 計 55,510,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道整備事業	令和2年度から令和9年度まで	千円 27,000,000
諸施設整備	令和2年度及び令和3年度	100,000
公用車リース	令和2年度から令和9年度まで	338,000
諸施設修繕	令和2年度及び令和3年度	100,000
施設運転管理等業務	令和2年度から令和6年度まで	1,315,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設改良費	千円 10,950,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元金均等その他の方法により償還する。ただし、財政都合その他の上償還をすることができる。
流域下水道建設分担金	331,000			
計	11,281,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、13,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち2,286,473千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金 2,286,473千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	伏見水環境保全センター拡張用地 京都市伏見区横大路菅本2番9ほか	11,428 ^{m²}

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処分の態様
土 地	伏見水環境保全センター拡張用地 京都市伏見区横大路菅本2番9ほか	11,428 ^{m²}	売 払 い

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作